

第34回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和5年4月7日 午後3時00分～午後3時30分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（16人）

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 会長 | 10番 | 松浦 | 好一 |
| 副会長 | 5番 | 齋藤 | 邦雄 |
| 副会長 | 9番 | 設楽 | 嘉一 |
| | 1番 | 塚越 | 早苗 |
| | 2番 | 徳江 | 清東 |
| | 3番 | 赤川 | 明宏 |
| | 4番 | 羽鳥 | 誠 |
| | 6番 | 星野 | 慎悟 |
| | 7番 | 筑井 | 孝 |
| | 8番 | 武士千雅子 | |
| | 11番 | 齋藤 | 直義 |
| | 12番 | 原 | 信行 |
| | 13番 | 横堀 | 徳壽 |
| | 14番 | 中澤 | 清 |
| | 15番 | 新井 | 正芳 |
| | 16番 | 吉田 | 直樹 |

4、欠席委員（0人）

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法関係許可取消願いについて

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○ 板東大堰視察について

- 歓送迎会について
- 農業委員会だよりについて
- 小泉圃場の管理について

7、農業委員会事務局職員

事務局長 武士 浩之
事務局 村田 顕・関口尚樹

8、会議の概要

事務局 ：ただ今から、第34回玉村町農業委員会を開会いたします。

 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 ：春めいて来ました。本日の農業委員会も宜しく申し上げます。

事務局 ：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 ：本日の出席委員は16名ですので、総会は成立しております。

 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 7番 筑井 委員 8番 武士 委員 を指名します。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 ：それでは、議事に入ります。
 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
 事務局より説明をお願いいたします。

事務局 ：【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明】

議 長 ：それでは、議案第1号について審議を行います。
 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

 （挙手無し）

 よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第 1 号は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議長：続まして議案第 2 号 番号 1 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明】

議長：それでは、議案第 2 号 番号 1 について審議を行います。
この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続まして議案第 2 号 番号 2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号番号 2 について説明】

議長：それでは、議案第 2 号 番号 2 について審議を行います。
この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2 について、原案

のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長：続まして議案第2号 番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

また、赤川委員は議事に関係があるので一時退席願います。

(赤川委員退席)

事務局：【議案第2号番号3について説明】

議長：それでは、議案第2号 番号3について審議を行います。
この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長：これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

赤川委員は審議に戻ってください。

(赤川委員席に戻る)

議長：続まして議案第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第3号農地法関係許可取消願について説明】

議長：それでは、議案第3号について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第3号について、願出の取消しはやむを得ないものと認める方は挙手願います。

全員賛成 ということで、議案第3号は願出のとおり取消しはやむを得ないものと認めるという意見を決定いたします。

議 長 : 続きまして 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況です。
内容につきましては、相続で 3 件受理しています。

(3件を説明)

続きまして、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況です。
内容につきましては、市街化区域の転用届出で 4 件受理しています。

(4件を説明)

続きまして、報告事項3 農地法第18条第6項の規定による届出書の受理状況です。
内容につきましては、農地利用権の合意解約で 9件 受理しています。

(7件を説明)

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、報告事項については、終了といたします。
続いて、6 その他 に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : ○坂東大堰視察について
4月19日(水)に坂東大堰の視察を行います。
玉村町役場を9時に出発します。
昼食の手配の都合がありますので、欠席する方は4月10日までに事務局に報告してください。

○歓送迎会について

本日、4月7日（金）18時から三和食堂で歓送迎会を開催します。

○農業委員会だよりについて

原稿が完成し学校から写真使用の許可が出たので印刷をかけています。
完成次第農事支部を通じて配布します。

議 長 : その他について、質問等委員の方から何かありますか。

なければ玉村スマートIC北地区工業団地の調整池について説明します。

【今後調整池の水が滝川に排水される事を説明】

その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。